

## 令和7年度神奈川県環境農政局所管公共事業評価における 公共事業評価委員会の附帯意見を受けての今後の対応について

### 1 総論的意見

#### (1) 附帯意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用をかかげるSDGs（持続可能な開発目標）や生物多様性条約のネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方からも今後ますます重要になる。環境農政局においては、公共事業の実施に際し、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

なお、地球温暖化による気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施にあたっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

#### (2) 附帯意見を受けての今後の対応について

公共事業を実施するに当たって経費の節減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組む。

また、気候変動による災害の激甚化に対し、従来の工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組む。

## 2 各論的意見

### (1) 再評価

#### ①復旧治山事業（峰ノ沢）

事業場所	足柄上郡山北町山市場
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	平成27年度～令和11年度
事 業 費	1,883百万円
工事概要	谷止工12基、床固工1個、流路工180m、土留工25個、高エネルギー吸収柵工24m、法面工5,840㎡、山腹緑化工9,100㎡、木柵工等900m、土砂浚渫5,000㎥
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	継続
公共事業評価委員会の意見	<p>対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>事業の副次的効果として、山腹崩壊地等における植生の回復による洪水緩和機能の発揮や動植物の生育環境の造成をあげていることから、山腹緑化工事においては在来植生の回復に努めることを望む。</p>
県の対応方針	<p>継続</p> <p>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</p> <p>峰ノ沢地区における山腹崩壊地等での植生回復については、附帯意見を踏まえて、在来植生の回復に努めることとし、山腹緑化工を行う際には無種子による緑化資材などにより土壌の安定化を図り、周囲からの飛来種子により、在来植生の自然侵入を促進する工法等を検討する。</p>

スコリア流出状況(左岸側山腹崩壊地)



谷止工（石積み）補修



谷止工(スリットダム)(増厚、嵩上げ)

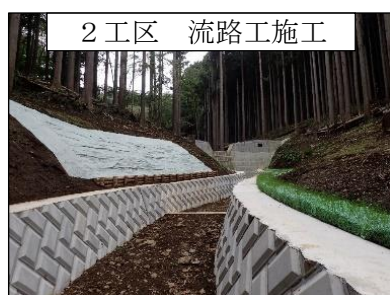


谷止工(増厚、嵩上げ)



## ②復旧治山事業（銭窪ほか）

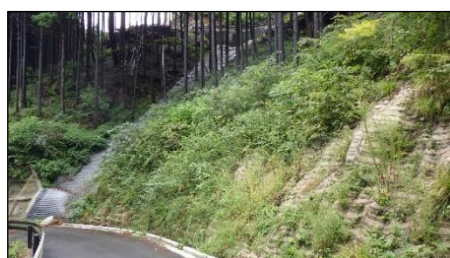
事業場所	南足柄市矢倉沢
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	令和2年度～令和9年度
事業費	184百万円
工事概要	谷止工2基、床固工3個、流路工107m、垂直壁1個、土留工5個、水路工102m、筋工250m、伏工1,272㎡
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	継続
公共事業評価委員会の意見	<p>対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>計画では、事業実施による直接的効果として、土留工等の山腹工により土壌の移動が抑制され、植生の回復が図られるとしているが、森林の下草植生を回復させ、保安林の公益的機能を発揮させるためには、土地所有者による間伐等の森林の整備と管理が重要になるので、土地所有者に対して必要な働きかけを行うこと。</p>
県の対応方針	<p>継続</p> <p>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</p> <p>銭窪ほか地区においては、治山工事の実施により土壌の移動が抑制されることで植生の回復が期待されるが、附帯意見を踏まえて土地所有者に対して周辺森林の整備、管理が図られるよう県森林部局として働きかけを行っていく。</p>



### ③林道開設事業（林道猿沢北支線）

事業場所	足柄下郡箱根町湯本茶屋 地内
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	令和2年度～令和10年度
事業費	349百万円
工事概要	林道開設1,350m（全幅員3.0m）
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	継続
公共事業評価委員会の意見	<p>対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>当事業においては、環境配慮への取組として法面保護工に自然侵入促進型植生マット工を実施しているほか、シカの食害対策として獣害対策ネットを施工しているが、プラスチック素材のマットやネットは生態系にとって好ましいものではないので、生分解性タイプの利用についても検討すること。</p>
県の対応方針	<p>継続</p> <p>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</p> <p>林道猿沢北支線の法面保護工においては、生態系の多様性保護の観点から自然侵入促進型植生マット工を実施しているほか、シカの食害対策として獣害対策ネットを施工していますが、生分解性タイプの利用や、生態系への影響が少ない材質の製品の使用について、それらの目的とする機能が適切に発揮される範囲の中で検討する。</p>

<法面緑化状況>



<L型鋼製擁壁施工状況>



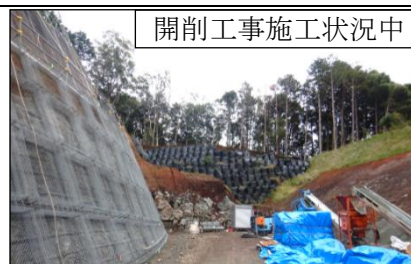
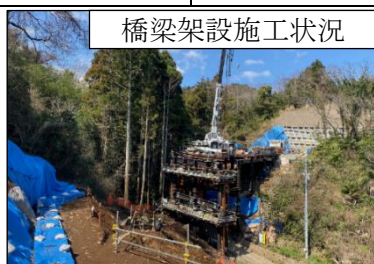
施工完了時



施工2年後

#### ④広域農道整備事業（小田原湯河原地区）

事業場所	小田原市、真鶴町、湯河原町
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	平成 8 年度～
事 業 費	22,946百万円
工事概要	農道工16,974m（全幅（車道幅員）7.0（5.5）m）
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	継続
公共事業評価委員会の意見	<p>対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p> <p><b>【附帯意見】</b>          法面の植生工に使用する「在来種」については、ヨモギなどは交雑種の可能性もあることから、種子の素性にも留意すること。砕石を処分する際には再利用等についても考慮すること。広域農道の完成後は一般車両の増加により農作業の車両とのあつれきや交通事故の発生も懸念されるので、交通安全に留意すること。</p>
県の対応方針	<p>継続</p> <p><b>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</b>          植生工に使用する在来種の種子については、種類や採取方法等をメーカーに確認するなどして国内産の種子を利用するよう留意する。          現場から発生する岩については引き続き、建設廃材等を建設リサイクル資材として加工できる、県が指定した「コンクリート塊等処理指定工場」に搬出し有効利用を図る。          完成後の安全対策については、警察や農道を管理する自治体等とも協議のうえ、必要な安全施設等を整備し、交通の安全確保に努める。</p>



## (2) 事後評価

### ①林道開設事業（林道宮城野線）

事業場所	足柄下郡箱根町宮城野 地内
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	平成11年度～令和2年度
事業費	1,269百万円
工事概要	林道開設4,970m（全幅員3.0m）
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	十分な効果の発現が認められたことから、当該事業に係る事後評価をもって終了する。
公共事業評価委員会の意見	対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。 <b>【附帯意見】</b> 間伐材を利用した丸太伏工やガードレールは景観的にも優れているので、他の事業においても積極的に採用することを望む。また、事業計画では令和7～10年度の4年間で、林齢100年超のスギやヒノキを含む50haについて間伐等を行うとしているが、神奈川地域森林計画書では、林道から200m以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により混交林や巨木林に誘導するとしていることから、高齢林の扱いには十分に注意すること。法面緑化に用いる植生マットについても、生分解性プラスチック製品など環境に配慮した製品が開発されているので、維持補修の際に考慮することを望む。
県の対応方針	十分な効果の発現が認められたことから、当該事業に係る事後評価をもって終了する。 <b>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</b> 木材利用の観点から、間伐材を使用した丸太伏工やガードレール等の木製構造物について、可能な範囲で検討していく。また、神奈川地域森林計画で定めた「森林の整備及び保全の目標」に基づき、適切に高齢林の施業を進めていく。 法面緑化に用いる植生マットは、生分解性プラスチック製品など環境に配慮した製品の利用について、法面崩落防止機能が適切に発揮される範囲の中で検討する。

(活用事例) 木製ガードレール



(活用事例) 丸太伏工



法面緑化状況(施工直後)



法面緑化状況(施工後5年)



## ②特定漁港漁場整備事業（三崎漁港）

事業場所	神奈川県三浦市
国庫補助／県単別	国庫補助
工 期	平成24年度～令和2年度
事業費	2,582百万円
工事概要	岸壁耐震対策工5岸壁、護岸嵩上げ工250m、荷捌き所一式（三浦市事業）
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	十分な効果の発現が認められたことから、当該事業に係る事後評価をもって終了する。
公共事業評価委員会の意見	<p>対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>本事業によって三崎ブランドの競争力は強化されたものとするが、経営体数は平成21年の300経営体から事業完了後の令和5年には67経営体に減少し、属地陸揚量も大幅に減少している。漁港地区の人口も減少しており、本事業による漁獲物付加価値化の便益を三崎地区の水産業活性化につなげていく工夫と努力が必要である。</p>
県の対応方針	<p>十分な効果の発現が認められたことから、当該事業に係る事後評価をもって終了する。</p> <p>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</p> <p>荷さばき所を管理する三浦市や地元漁業協同組合等と協力し、水産業活性化を図っていく。</p>

